

議案第 38 号

田川青少年文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月 24 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、令和元年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が現行の 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川青少年文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

田川青少年文化ホールの設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第4条中「(以下「規則」という。)」を削る。

第8条第2項中「責を」を「責めを」に改める。

第10条中「当該指定管理者」を「指定管理者」に改める。

第11条の見出しを「(利用料金の還付)」に改める。

第19条中「事項は、」の次に「市長又は委員会が」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 施設の利用料金

(1) 小ホール

利用時間 利用区分	午前	午後	夜間	午前から 午後まで	午後から 夜間まで	全日
平日	円 6,760	円 8,830	円 9,420	円 15,590	円 18,270	円 25,030
土曜日、日曜日及び休日	8,090	10,160	11,490	18,270	21,650	29,760

(2) 大会議室

利用時間 利用区分	午前	午後	夜間	午前から 午後まで	午後から 夜間まで	全日
平日	円 2,660	円 3,380	円 4,710	円 6,040	円 8,090	円 10,880
土曜日、日曜日及び休日	3,380	4,100	5,430	7,500	9,420	12,820

(3) その他の会議室等

利用時間 施設名	午後6時まで（1時間につき）	午後6時以降（1時間につき）

中会議室	830円	1,000円
小会議室(1)	350円	410円
小会議室(2)	350円	410円
研修室	590円	710円
和室	590円	710円

備考

ア 小ホール及び大会議室の利用について、入場料を徴収する場合の利用料金は、入場料を徴収しない場合の利用料金に当該利用料金の5割に相当する額を加算した額とする。

イ 「午前」とは午前9時から午後0時までをいう。

ウ 「午後」とは午後1時から午後5時までをいう。

エ 「夜間」とは午後6時から午後10時までをいう。

オ 「午前から午後まで」とは、午前9時から午後5時までをいう。

カ 「午後から夜間まで」とは、午後1時から午後10時までをいう。

キ 「全日」とは、午前9時から午後10時までをいう。

ク 「入場料」とは、入場料、会費、寄附金、賛助料その他の入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。

ケ 区分された利用時間を超過したときの利用料金は、利用時間の区分（超えた時間が利用時間の区分に属しないときは、その直後の区分）の欄に掲げる額の3割に相当する額とする。ただし、午後10時から翌日の午前9時までは、次の表に定めるとおりとする。

区分	1時間当たりの利用料金
午後10時から翌日の午前7時まで	利用時間の区分「夜間」の欄に規定する額の3割に相当する額
午前7時から午前9時まで	利用時間の区分「午前」の欄に規定する額の4割に相当する額

コ 舞台練習、舞台準備のための舞台面（ステージ）のみを利用する場合の利用料金は、当該利用時間の区分の欄に掲げる額（当該区分の利用時間を超過したときの利用料金は、前項の規定により算出した額）の5割に相当する額とする。

サ 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す

る休日をいう。

シ 1時間に満たない時間があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

2 冷暖房装置の利用料金

施設名	金額（1時間につき）
小ホール	4,400円
大会議室	660円
中会議室	320円
小会議室(1)	320円
小会議室(2)	320円
研修室	320円
和室	320円

備考 1時間に満たない時間があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

3 備品類の利用料金

区分	器具名	単位	金額
照明設備	サスペンションスポットライト（500ワット）	灯	円 260
	サスペンションスポットライト（1000ワット）	灯	320
	サイドフロントスポットライト	灯	260
	シーリングスポットライト	灯	320
	フォロースポットライト	灯	780
	フットライト	列	320
	ロア水平ライト	列	660
	アッパー水平ライト	列	660
	ステージスポットライト	灯	320
	エフェクトマシーン	台	920
	ミラーボール	台	780
	エフェクトスポット	台	780
	オーロラマシン	台	780
	スポックス	台	320

音響設備	マイク	個	380
	ワイヤレスマイク	個	920
	カセットテープレコーダー	台	460
	ボイスアンプ	台	380
	CDプレイヤー	台	460
	拡声装置（大会議室）	一式	1,320
	拡声装置（小ホール）	一式	2,640
	MDプレイヤー	台	460
舞台設備	所作台	枚	180
	平台	枚	120
	箱馬	個	40
	折り畳み足	個	40
	松羽目	一式	920
	金びょうぶ	双	1,580
	指揮者用指揮台と譜面台	一式	460
	譜面台	台	30
	ひもうせん	枚	180
	上敷	枚	50
	グランドピアノ	台	5,500
	アップライトピアノ	台	1,320
	演台（大）	台	380
	演台（小）	台	260
映像設備	映写機	台	2,640
	スクリーン（小ホール）	枚	1,040
	スライド映写機	一式	1,580
	移動用スクリーン	枚	380
	ビデオデッキ	台	660
	液晶プロジェクター	台	1,540
	DVDプレイヤー	台	660

その他	机	脚	60
	補助椅子	脚	30
	パネル	台	120
	組立パネル	台	120
	持込み電気器具	個	320

備考

- (1) 備品類の利用料金は、午前、午後、夜間の区分ごとにそれぞれ徴収し、利用時間を超過したときの利用料金は、1時間ごとに1回の利用料金の3割に相当する額とする。
- (2) グランドピアノ又はアップライトピアノを利用するときは、ピアノ調律料の実費相当分の金額を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の田川青少年文化ホールの利用について許可を受け、当該利用に係る利用料金を納付している者の当該利用料金の額については、なお従前の例による。